# 五泉市食育推進キャラクターデザイン使用取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、五泉市食育推進キャラクターデザイン（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（権利）

第２条 キャラクターに関する著作物の全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定されている権利を含む。）及び使用権は本市に帰属する。

（使用料）

第３条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用基準）

第４条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

1. 市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合。
2. 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合。
3. 特定の政治家、政党、思想、宗教団体等を支援、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員が使用する場合、又はキャラクターの使用が暴力団の利益になると認められる場合。
5. 営利を目的として使用する場合。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りではない。
6. 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合。
7. その他、市長がキャラクターの使用を不適当であると認めた場合。

（使用申請等）

第５条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ五泉市食育推進キャラクターデザイン使用承認申請書（第１号様式）（以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 市の機関又は市が関係する食育及び観光に関する団体が業務のために使用するとき。
2. 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校若しくは児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する児童福祉施設又はこれらの関係団体が使用する場合。
3. 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合。
4. 国又は他の地方公共団体が使用する場合。
5. 営利目的であるか否かを問わず、五泉市食育応援団に登録されている事業者が使用する場合。
6. 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において利用する場合。
7. その他市長が適当と認めた場合。

（使用承認等）

第６条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、キャラクターの使用申請をした者に五泉市食育推進キャラクターデザイン使用承認（不承認）通知書（第２号様式）（以下「使用承認（不承認）通知書」という。）により、通知するものとする。この場合において、市長は、条件を付することができる。

２　　市長は、キャラクターの使用を承認しないときは、使用承認（不承認）通知書により通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第７条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長が指示する条件に従うこと。
2. 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
3. 原則として、印刷物、物品等には「五泉市食育推進キャラクター」の表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合には、この限りではない。
4. 承認に係る印刷物、物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その使用状況の分かる画像若しくは写真の提出をもって代えることができる。
5. キャラクターを類似使用し、商標法（昭和３４年法律第１２７号）による商標登録又は意匠法（昭和３４年法律第１２５号）による意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
6. 第５条第１項第５号の規定によりキャラクターを使用する事業者は、使用実績を市に速やかに報告すること。

（使用承認の取消し）

第８条 市長は、第６条第１項の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

* 1. この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
  2. 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
  3. 前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

1. 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その理由を明記した五泉市食育推進キャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第３号）により通知するものとする。
2. 第１項の規定により承認を取り消された者は、前項の規定による承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るキャラクター及びキャラクターを用いた印刷物、物品等を使用してはならない。
3. 第１項の規定により使用の承認を取り消された者に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第９条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題により市に損害を与えたときは、故意又は過失を問わずその損害を賠償しなければならない。

２ 使用者が、キャラクターの使用により、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合においても、市は、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１０条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

# 五泉市食育推進キャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

五泉市長

住所（所在地）：

団体名：

氏名（代表者氏名）：

電話番号：

五泉市食育推進キャラクターデザインの使用について次のとおり、申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 使用物件名 |  |
| ２ 使用目的 |  |
| ３ 使用方法 |  |
| ４ 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| ５ 使用数量 |  |
| ６ 連絡先 | 住所（所在地）：〒　　-  団体名：  担当者の所属及び氏名：  電話番号：  FAX番号:  メールアドレス： |
| ７ 添付書類 | 企画書  （デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの） |

第２号様式（第６条関係）

# 五泉市食育推進キャラクターデザイン使用承認（不承認）通知書

第　　　　　号

年 　月 　日

様

　　　　　　　　　　　　　　五泉市長　　　　　　　　　印

年 月 日付けで申請のありました五泉市食育推進キャラクター

　　　　　　　　　　　　次のとおり承認します。

デザインの使用について、

　　　　　　　　　次の理由により承認しません。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 承認 | 使用物件名 |  |
|  | 使用目的 |  |
| 使用方法 |  |
| 使用期間 | 年　月　 日 から　年　月　日まで |
| 使用数量 |  |
| 条件 |  |
| 不承認 | 理由 |  |

様式第３号（第８条関係）

# 五泉市食育推進キャラクターデザイン使用承認取消通知書

第　　　　　号

年 　月 　日

様

五泉市長 　　　　　印

五泉市食育推進キャラクターデザインの使用承認について、次の理由により取り消します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用物件名 |  |
| 取消しの理由 |  |
| 取消しに伴う指示 |  |